

# **「社会保障・税番号大綱」に関する意見**

**平成23年7月**

**NPO 法人 東アジア国際ビジネス支援センター  
(EABuS)**

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(1)

### ●該当箇所

#### 【5ページ】

##### (5) 我が国の理念

我が国では、未だ番号制度がない中で、なぜ今回導入するのか。それは、国民の権利を守ること、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、さらには種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ることにある。

(以下省略)

### ●意見内容

#### 【(5)の記述を以下のように改めるべきと考える】

##### (5) 我が国の理念

我が国では、未だ番号制度がない中で、なぜ今回導入するのか。それは、国民主体の真の民主主義国家である我が国を、情報通信技術の上で支えるための基盤を形成することにある。そもそも番号制度の本質は、国民と国家との間の「義務と権利」を明確化する社会契約番号である。それゆえ、番号制度はあらゆる社会インフラに優先し重要な地位を占め、国民が我が国の一員として誇りを持って社会活動を主体的に果たす上で番号制度は不可欠の制度である。

現在、我が国は未曾有の危機に直面している。危機を克服し真の復興を成し遂げるためには、国民が国家に対して果たすべき義務と、国民の生命・人権・生活に係る国家の保障を受ける権利が適正に執行されることが重要であり、それが成熟した民主主義国家を構築する上での第一歩である。番号制度は、こうした国家を構築するための基盤となる。

番号制度導入の狙いは、国民の権利を守ること、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、さらには種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ることにある。

(以下原案のまま)

### ●理由

「理念」として掲げられた「国民の権利を守ること、すなわち社会保障給付を適切に受ける権利、さらには種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守ること」は、番号導入の狙いであって、理念とは言い難い。

番号制度とは、「国民と国家間の義務と権利を相互に保証するための社会契約番号」であり、番号制度は「成熟した民主主義国家を構築する上での重要な基盤」と位置づけるべきと考える。

未曾有の危機に直面している我が国を再生し、IT先進国として国際的地位を確保する上でも、番号制度は重要な施策として位置づけるべきであり、そうした趣旨を「理念」として加えることを提案する。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(2)

### ● 該当箇所

#### 【13ページ～14ページ】

#### 3. 番号制度に必要な3つの仕組み

##### (2) 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みをいう。

(中略)

この際、連携される個人情報の種別や理由等を明確にするために、制度上、情報連携基盤（法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報保有機関（括弧書き略）間でやり取りするための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することを義務付ける必要がある。

なお、情報保有機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の提出手続及び厚生労働大臣に対する当該情報保有機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続については専ら一方の行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う行為にほかならないことから、「情報を相互に活用する」情報連携には当たらないものである。

【脚注11】 所得税と住民税においては、所得税の確定申告書の提出が住民税の申告書の提出とみなされ、市町村による所得税に関する情報の閲覧が法定されていることから、確定申告データ及び確定申告データと一体となって付随する情報等については、国税・地方税間の情報連携に該当しない

### ● 意見内容

#### 【情報連携に係る説明(定義)を以下のように改める。】

##### (2) 情報連携

情報連携とは複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の符号を付して管理している同一人の個人情報を紐付けし、他の情報管理機関が管理する紐付けられた個人情報を業務上必要とする機関が収集、照会、閲覧または縦覧する、あるいは情報管理機関から届出、報告または通知を受ける仕組みをいう。

(中略)

この際、連携される個人情報の種別や理由等を明確にするために、制度上、情報連携基盤（法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報管理機関（括弧書き略）の間で、「番号」から推定できない措置を講じ、「番号」と一意に対応する符号により個人を識別し。授受するための電子情報処理体系をいう。以下同じ。）を利用することができる。

情報連携基盤を利用しないで「番号」に係る個人情報を情報連携する場合は、その情報連携手段は上記括弧内で示した要件を講じ、その情報連携の記録を本人に開示するために情報連携基盤の記録へ統合しなければならない。

なお、情報管理機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の提出手続及び厚生労働大臣に対する当該情報保有機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続は、専ら行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う届出あるいは報告であり、上記の情報連携基盤を利用しない情報連携に該当する例である。

所得税と住民税においては、所得税の確定申告書の提出が住民税の申告書の提出とみなされ、市町村による所得税に関する情報の閲覧が法定されていることから、国税庁を情報管理機関とした、上記の情報連携基盤を利用しない情報連携に該当する例である。

### （【脚注 11】は削除）

#### ●理由

- ① 情報連携は個人情報の機関から機関への受渡しであり、受取った機関が個人情報を「活用」することまでは含まないと理解するべきである。したがって、ここでは受渡しの形態（照会、閲覧等）を明確に示すことが適当である。原文のとおり「活用」とすると、情報連携の意味が広範囲かつ曖昧となり、どのように「活用」するかまでを示す必要がある。  
さらに、情報連携は情報管理機関から要求機関への一方向の流れであり、原文の「相互に」が双方向の情報交換を意味するとすればそのような行政手続は存在しない。当大綱「第2 2.（5）事務手続の簡素化、負担軽減に関するもの」で示される所得照会や住民票照会等の情報連携も「相互に活用」するのではなく一方向である。  
また、情報保有機関は本人の（暗黙の）同意を得てその個人情報を管理しているのであって、保有している訳ではないので、「情報管理機関」とするのが適当である。（大綱全体について）
- ② 全ての情報連携に情報連携基盤の利用を義務付けるのは現実的でない。e-Tax や住基ネット等既存の情報連携システムを活かすのであれば、情報連携を広義（常識的）にとらえて、情報連携基盤と同等の要件をその情報連携手段に付加することを義務付けることが現実的であり、「番号」に係る個人情報のセキュリティ・ホールもふさぐことができる。
- ③ 上記①の理由で、専ら一方の行政目的を達成する行為であるから「情報を相互に活用する」情報連携に当たらない」という説明は成立しない。また、大綱の中でこのような個別の例外を示すこと自体不自然であり、本来はこのなお書きは削除すべきである。
- ④ 同様に上記①および②の理由で、「情報の閲覧が法定されている」ことは情報連携に当たらないことの説明にはならない。本来はこの脚注は削除すべきである。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(3)

### ●該当箇所

#### 【14ページ】

#### 3. 番号制度に必要な3つの仕組み

##### (2) 情報連携(最後の文節)

なお、情報保有機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の提出手続及び厚生労働大臣に対する当該情報保有機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続については、専ら一方の行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う行為にほかならないことから、「情報を相互に活用する」情報連携には当たらないものである。

### ●意見内容

#### 【上記の記述を以下のように改めるべきと考える】

なお、情報保有機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の提出手続及び厚生労働大臣に対する当該情報管理機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続については、専ら一方の行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う行為にほかならないが、当該情報には「番号」が記載されることから、情報保有機関の間で交換される情報と同等のセキュリティレベルが要求される。従って、情報連携基盤を通じた情報の交換を行うこととする。

ただし、e-Tax や eLTax 等これまで確立され、利用効果が顕著に表れているシステムについては極力現行システムの維持・存続を図ることとし、情報連携基盤の運用機関にこれらシステムの管理を移管し、アクセスログの収集や保全を行う機能の追加等を行うこととする。

### ●理由

確定申告情報や年金・雇用保険等の資格取得・喪失等の手続情報は、社会保障・税制度の上で基盤となる情報であることから、最も重要な属性情報であると言える。現に、確定申告情報や年金・雇用保険等の資格者情報等は地方税算定の基礎情報として自治体にて活用されている。

また、これら手続には新たに「番号」が記載されることから、氏名、生年月日等他の個人情報データ項目と同等に、当該情報保有組織の設定するセキュリティ・レベルで保護される必要がある。そうした観点から、これら情報を情報連携基盤外に置くということは、あらゆる情報連携を管理運営する情報連携基盤の観点から、重大なセキュリティホールを招来する危険がある。

その際に、民一官の情報は「見える番号」としてインターネット上を交換されることになるが、何等かの方法で「見える番号」と関連付けられた間接的な「見えない番号」を生成する方法も考えられる。ただし、こうした方法を採用した際には、番号変換プロセスを民間にも導入することになるが、通常法定調書等の申告では、該当者全員分を一括で送付するケースも多く、現実的であるとは考えにくい。

そこで、「見えない番号」に拘ることなく、従来の仕組みをそのまま継承し、情報連携基盤上に委譲することが望ましいと考える。

なお、この該当箇所については「情報連携の概念を拡大して考えるべき」という意見もあり、意見2として併記した。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(4)

### ●該当箇所

#### 【20ページ】

#### 5. 番号制度の可能性と限界・留意点

##### (4) 本人同意の取扱い(5番目の文節)

したがって、番号制度の導入について、原則として本人同意を前提としない仕組みとする一方、前記4.(3)③への対応のとおり、「番号」の恣意的な利用を防止し国民に対してあらかじめ番号制度の活用事務について明らかにするため、「番号」を付番する事務の範囲及び情報連携を行う事務の範囲を法律又は法律の授權に基づく政省令に規定するとともに、自己情報のコントロールという観点から、情報連携を通じた個人情報のやり取りに係るアクセス記録について、マイ・ポータル上でいつでも本人が確認できる仕組みを設けることとする。

### ●意見内容

#### 【上記の記述を以下のように改めるべきと考える】

したがって、番号制度の導入について、原則として本人同意を前提としない仕組みとする一方、前記4.(3)③への対応のとおり、「番号」の恣意的な利用を防止し国民に対してあらかじめ番号制度の活用事務について明らかにするため、「番号」を付番する事務の範囲、情報連携を行う事務の範囲及び情報連携できる個人情報の範囲を法律により制定することとし、この法律に基づくこれら情報連携に係る機関または組織、情報連携の条件、頻度、情報連携の手段等(以下、アクセス・ポリシーという)は設定あるいは更改の都度公開し、行政手続法の意見公募手続により国民への周知と意見の反映を経て決定することとする。又、個人情報の自己コントロールの観点から、情報連携による個人情報の授受に係るアクセス記録について、いつでも本人が確認できる仕組みとして、第三者機関に訴求窓口を設置し、疑義が生じた際は随時異議申し立てが可能な体制を備えることとする。

### ●理由

情報連携のための法制は、常に国民の監視のもとで設定されなくてはならない。したがって、その根拠は国会審議を経た法律に基づくものとし、それらを経ない政省令等で規定することは適切ではない。

また、EU諸国で実施されているように、アクセスポリシーの透明性を図るためには、アクセス・ポリシー内容の公開と事前の国民への周知による合意を得る必要がある。国民合意の方法については、将来的には「番号」をベースとした電子署名に基づくインターネット投票等の応用が考えられ、このような仕組みを導入することは、国民の意思を直接反映する仕組みを構築する足掛かりになると考えるが、当面の最低限必要な手段として「パブリック・コメント」によることとした。

また、アクセス記録の確認の仕組みは重要であり、マイ・ポータルを経ないでも随時確認できる仕組みが必要で、同時に疑義が生じた場合の訴求窓口を明示すべきと考える。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(5)

### ●該当箇所

#### 【26ページ】

(1) 付番対象となる個人は、住民基本台帳法第7条第13号の住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者及び同法第30条の45の表の上欄に掲げる中長期在留者、特別永住者等の外国人住民とする。

### ●意見内容

(1) 付番対象となる個人は、住民基本台帳法第7条第13号の住民票コードが住民票及び住民票の除票に記載されている日本の国籍を有する者及び同法第30条の45の表の上欄に掲げる中長期在留者、特別永住者等の外国人住民とする。

### ●理由

海外在住者等で住民登録が国内にない者であっても、社会保障や税に係る権利と義務を有してケースもあることから、付番の対象を住民票コードが住民票に記載されている日本国民に限定するのではなく、海外転出等を異動事由とする住民票の除票に記載されている日本国民もその対象にすべきである。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(6)

### ●該当箇所

#### 【42ページ】

#### Ⅷ情報連携

##### 1. 「番号」に係る個人情報の提供等

- (1) 情報保有機関は、番号法又は番号法の授權に基づく政省令で、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元・提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとする。
- (2) 情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができることとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとする。
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民－民－官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。

(中略)

- (6) 情報連携基盤は、情報保有機関間で行われた情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやり取りに関する全てのアクセス記録を、一定期間保存するものとする。

【脚注31】 事業者からの法定調書の提出や制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方団体への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされているものについては、情報連携に該当しない。

### ●意見内容

#### 【情報連携に係る説明条項案を以下のように改める】

- (1) 情報保有機関は、**情報連携に係るアクセス・ポリシーで規定された機関がこれを担い**、①情報連携をすることができる事務の種類、②提供する情報の種類と範囲、③当該情報の参照先等を規定した上で、**情報連携基盤または同等の保全措置を講じた情報連携手段**を通じて当該情報を連携することができることとする。
- (2) 情報参照機関は、**情報連携基盤または同等の要件を満たす情報連携手段**を通じて、他の情報管理機関の**管理する「番号」に係る個人情報の参照**を求めることができるとし、自己の**管理する情報の参照**を求められた**情報管理機関**は、当該情報を**情報連携基盤または同等の要件を満たす情報連携手段**を通じて参照させるものとする。
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民－民－官」で広く利用される「見える番号」であることから、「番号」に係る個人情報の保護の観点から、これを直接、個人情報を特定する共通の識別子として用いるのではなく、「番号」と一意に対応し、さらに「番号」から推測できない措置を講じた符号によることとする。
- (6) 情報連携基盤は、**情報管理機関の間**で行われた「番号」に係る個人情報の連携に関する全てのアクセス記録を統合し、一定期間保存し**マイ・ポータル**を通じて公開するものとする。

【脚注31】 事業者からの法定調書の提出や制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方団体への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされているものは、当該法令に定められた**情報連携手段に情報連携基盤と同等の要件を付加して情報連携**をする。

【項番（４）として情報連携の手段の定義を以下のように追加し、項番（４）以降を順次繰り下げる】

（４）情報連携は、複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の個人情報に紐付けし、他の情報管理機関が管理する紐付けられた個人情報を業務上必要とする機関が収集、照会、閲覧または縦覧する、あるいは情報管理機関から届出、報告または通知を受ける仕組みをいう。

情報連携は「番号」に係る個人情報を保護するために、「番号」から推測できない措置を講じた符号により個人を識別して授受しなければならない。

情報連携の手段は、当該措置を講じた電子情報処理体系である情報連携基盤、あるいは情報連携を行う事務の根拠法令で規定される情報連携手段があるときは、当該手段に同等の措置を付加したものとする。

#### ●理由

- ① 情報管理機関の単位（粒度）は情報連携すべき業務の内容によって異なることから、予め一意の機関に設定するのではなく、情報連携に係るアクセス・ポリシーで都度定義する必要がある。従って、情報管理機関の単位は省庁及び自治体単位に限定されるのではなく、関わっている業務に対応した組織の単位（部局や課等の単位）でその範囲を設定すべきである。
- ② <意見２>に示した理由①により情報保有機関は情報管理機関とする。また、情報連携は「番号」に係る個人情報の「提供」ではなく「参照」とするべきである。さらに、情報連携を要求した機関を「情報参照機関」とし、この機関は情報連携で参照した「番号」に係る個人情報を原本のまま保存してはならない旨の規定を設けるべきである。
- ③ <意見２>に示した理由②により情報連携を情報連携基盤のみに限定することは現実的でない。
- ④ 情報連携の個人識別に直接「番号」を用いてはならんとするだけでは不十分であり、個人識別の手段を示すべきである。この場合、「番号」を「見える番号」としているが、本大綱のP34脚注(2)によれば、「番号」を一定の関数、手順等を用いて変換することで新たに符号を生成した場合であって、生成した符号が「番号」と一対一に対応する関係にあるときは、生成した符号についても、「番号」に該当することとする。」とあり、これは「見えない番号」も「番号」であることを示唆しており本大綱の中で矛盾しており、この脚注は削除すべきである。
- ⑤ <意見２>に示した理由③および④と同様であり、このケースも「法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされている」ことは情報連携の対象外とする理由にならない。このケースが情報連携ではないとすれば、行政手続きで他機関の管理する「番号」に係る個人情報の参照のほとんどは情報連携の対象外となる。
- ⑥ 本大綱では情報連携の例外となるケースを都度示しているため、情報連携の定義が曖昧になっている。このことは情報連携基盤を情報連携の絶対条件とするために現状との乖離を避けることから発生していると考えられる。情報連携を広義に定義し、情報連携基盤をその必須条件としないことが必要である。予定される番号法の冒頭で定義条項を設けて情報連携の定義を示すことが最も望ましい。
- ⑦ アクセス記録は情報連携基盤にて一定期間保存すべきであるが、その閲覧手段の記載がない。保存されらアクセスログはマイ・ページを通じて本人に公開することになるため、その記載を追加すべきである。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(7)

### ●該当箇所

#### 【44ページ】

### IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

#### 2. 機能

個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

(中略)

#### 4. 運営機関

マイ・ポータルの運営機関は、情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする。

### ●意見内容

#### 【上記の記述を以下のように改めるべきと考える】

#### 2. 機能

個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③申請を要する事項の告知、④行政が管理している申請に必要な情報の申請者の意思に基づく公開、⑤電子申請、⑥行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

#### 4. 運営機関

マイ・ポータルの運営機関は、情報連携基盤の運営機関と同一の機関または当該機関の主務大臣の指定を受けた民間を含む組織とする。但し、情報連携基盤は個人を特定する情報を保有しない原則になっているため、情報連携基盤の運営機関と同一の機関がマイ・ポータルを運営する場合は、マイ・ポータルを通じて交換される情報は都度情報管理機関との間で情報の授受を行うこととする。

### ●理由

マイ・ポータルは、申請主義からプッシュ型行政サービスへの大きな一歩であると考えられる。そのためには、従来の申請主義で見られた虚偽の申請や申請を行わないことによる不利益等を解消するために前向きな機能装備が必要であると考えられる。

また、マイ・ポータルの運営機関が情報連携基盤と同一組織とする場合は、情報連携基盤では個人情報の保有は認めない原則になっているため、同一の運営機関が管理するのであれば、情報保有機関との間で必要な情報を都度授受するような仕組みが必要になる。

なお、マイ・ポータルの運用機関については、今後マイ・ポータルの利活用範囲が拡大することを考慮して、情報連携基盤の運用機関以外の機関（民間の事業者等を含む）による運営の道も用意すべきと考える。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(8)

### ●該当箇所

#### 【44ページ】

#### X I 第三者機関

##### 1. 設置等

- (1) 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (4) 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

### ●意見内容

#### 【上記の記述を以下のように改めるべきと考える】

- (1) 第三者機関は、立法府及び行政府と切り離し、司法府の管轄のもとで完全に独立した機関として設置し、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (4) 委員長は最高裁判所判事がこれを務め、委員については、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

#### 【挿入】

- (6) 第三者機関が苦情処理に円滑に対応可能なように、国民の苦情処理窓口を行うための専門の事務局を設置する。

### ●理由

第三者機関は、番号制度を立案し維持管理する立法府ならびに行政府と切り離れた組織に設置すべきである。それゆえ、その性格から司法府の管轄で設置するのが望ましいと考える。現にEUの多くの国は、立法・行政とは独立した組織としている。

また、第三者機関の重要な機能として苦情処理業務があり、かかる業務を円滑に実行可能な組織を充実しない限り、第三者機関の役割は生きてこないと考える。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(9)

### ●該当箇所

【48ページ】以降追加

### ●意見内容

【以下の記述を追加すべきと考える】

#### X I 事業者ポータル

事業者ポータルは事業者が行う行政手続を事業者の目的に応じてワンストップ化し、ナビゲーションする機能を想定している。当ケースでは、事業者の人事労務に関する手続のうち、被用者の入社に関する手続をナビゲーションにしたがってワンストップで行う。このような事業者ポータル実現のためには次のような点を考察する必要がある。

##### (1) 行政手続に共通する企業コードによる識別と認証の導入

事業者は共通の企業コードによって事業者ポータルにログインし、認証を受ける。また、必要に応じて電子署名を付しその認証を受ける。事業者ポータルから連携する各行政手続は事業者ポータルによる認証と電子署名を信頼し、個別の認証手続や電子署名を要求しないことが求められる。

##### (2) 事業所の識別

行政手続によっては企業内の事業所の識別が必要なケースがあり、企業コードは事業所を識別できる粒度であることが求められる。識別が必要となる主な行政手続には次のようなものが対象になる。( )内は管轄機関)

- ・ 給与支払事業所：所得税・給与所得の源泉徴収(税務署)/住民税特別徴収(市区町村)
- ・ 雇用保険適用事業所：雇用保険被保険者資格得喪等(公共職業安定所)
- ・ 労働災害保険適用事業所：労働保険料申告、労災保険給付認定等(労働基準監督署)
- ・ 法人事業税/住民税課税対象事業所：法人二税の申告(都道府県、市区町村)

##### (3) 代理人による手続への対応

当ケースでは社会保険労働士が事業者の代理として手続を行う場合が多く、他の行政手続においても税理士や行政書士等による代理手続は多い。したがって、事業者ポータルには事業者と共に、代理人の認証と正当な代理人であることの証明機能が求められる。

### ●理由

現状の行政関連手続は事業者や代理人経由で行う部分が多く存在する。

従って、個人向けのマイ・ポータルとともに「事業者ポータル」の機能を定義する必要があると考える。

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見(10)

### ●該当箇所

【25ページ「第3 法整備」の冒頭】

【34ページ】

(注2)「番号」を一定の関数、手順等を用いて変換することで(複数回にわたって変換することを含む)、新たに符号を生成した場合であって、生成した符号が「番号」と一対一に対応する関係にあるときは、生成した符号についても、「番号」に該当することとする。

【42ページ】

### Ⅷ 情報連携

#### 1. 番号に係る個人情報の提供等

(3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民一民一官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。

### ●意見内容

【主要な用語の定義を、予定される「番号法」に定義条項を設け以下のように示す】

- ① 「番号」とは、住民基本台帳法第7条第13号の住民票コードが住民票及び住民票の除票に記載されている日本の国籍を有する者、及び同法第30条の45の表の上欄に掲げる中長期滞在者、特別永住者等の外国人住民を行政事務に共通して一意に識別する符号をいう。
- ② 「番号」に係る個人情報とは、「番号」もしくは「番号」と一意に対応する符号によって識別される個人情報をいう。
- ③ 情報管理機関とは、関係法令により「番号」に係る個人情報を収集、記録および管理し、かつ、単一の行政上の目的(役割)をもつ組織またはその集合体をいう。
- ④ 情報連携とは、行政機関もしくは行政機関に準ずる機関が関係法令で定められる行政事務遂行のために他の情報管理機関の管理する「番号」に係る個人情報を収集、照会、閲覧または縦覧する、あるいは他の情報管理機関から届出、報告または通知を受けることをいう。情報連携において、「番号」に係る個人情報を個別に識別することが必要な場合は、他から「番号」を推定できない措置を講じた「番号」と一意に対応する符号を識別子とする。
- ⑤ 情報連携基盤とは、行政機関もしくは行政機関に準ずる機関の間で、「番号」または「番号」と一意に対応する符号を他から認識あるいは推定できない措置を講じて情報連携し、かつ、その記録を開示するための措置を講じた電子情報処理体系をいう。

### ●理由

大綱の中では用語の定義が数箇所に分散して示されており、必ずしも理解しやすいとはいえない。

また、箇所によっては相互に矛盾すると思われる記述もある。(＜意見6＞●理由③参照)したがって、「第3 法整備」の冒頭で以下の記述を正しく解釈するための重要な用語の定義を示すことが適当である。

- ① 「居住者」は住民基本台帳記載されている者(外国籍居住者を含む)、「居住者であった者」は住民票の除票として一定期間記録が保存されている者をいう。これは死亡者や海外移住者に係る行政手続きの遡及処理をする場合等に必要となる。

- ② 「「番号」と一意に対応する符号」は、上記該当箇所34ページ（注2）と42ページの記述の不整合を正すため「番号」と分けて記述する。したがって、34ページの（注2）は削除すべきである。
- ③ 情報管理機関（大綱案では情報保有機関）の粒度を示すために「単一の行政上の目的」という記述を入れた。
- ④ <意見2>の理由①と同じ理由による。また、同理由②により情報連携基盤を通じることという条件は省いた。
- ⑤ 情報連携基盤の最も基本的な要件のみを示した。他の要件については各条項で補記する。